

福岡市情報公開審査会部会（第2部会）議事録

1 日 時 令和5年11月28日（火）10:00～11:30

2 場 所 福岡市役所10階 1002会議室

3 出席者

(1) 委員

石森 久広（部会長代理）

北坂 尚洋

山下 亜紀子

(2) 事務局

情報公開室長 吉野 靖啓

情報公開係長 古藤 紘子

情報公開係員 草野 友巴

(3) 審査請求人（令和3年度諮問第29号）

4 会議経過

開 会

議 事

(1) 情報公開制度運用状況の報告【公開】

(2) 令和3年度諮問第29号に係る審議【以下、非公開】

(3) 令和3年度諮問第28号に係る審議

(4) その他

閉 会

5 議事結果

(1) 情報公開制度運用状況の報告

令和4年度の運用状況について報告した。

(2) 令和3年度諮問第29号に係る審議

令和3年度諮問第29号に係る審査請求人の口頭意見陳述及び審議を行った。

(3) 令和3年度諮問第28号に係る審議

令和3年度諮問第28号に係る審議を行った。

(4) その他

存否応答拒否の報告を行った。
次回の部会日程の確認を行った。

6 議事内容

(1) 情報公開制度運用状況の報告【公開】

部会長代理 これより福岡市情報公開審査会（第1部会）を開会する。

本日は、部会長が欠席のため、部会長代理により議事を進行する。

本日は、令和4年度の情報公開制度運用状況の報告を「公開」で行ったのち、会議を「非公開」とし、令和3年度諮問第29号の審査請求人の口頭意見陳述及び審議を行い、その後、令和3年度諮問第28号の審議を行う。

まず、運用状況についての報告だが、傍聴希望者の確認を行う。

<傍聴希望者なし>

部会長代理 では、事務局から、令和4年度情報公開制度の運用状況について報告をお願いします。

<事務局から資料に添って運用状況を報告>

部会長代理 今回の報告について、質問、意見等がないか。

委員 不作為に対する不服申立てについてお尋ねしたいと思うが、この場合、裁決まで至らずに取下げ等により終結することが多いのだろうか。

事務局 令和3年度の不服申立てにおいて、諮問前に取下げとなった事案が7件あるが、そのなかには、不作為に対する不服申立てがなされたものの諮問前に取下げとなった事案も複数件含まれている。

具体的には、条例第12条に基づく期間の延長決定を行ったところ不服申立てがなされたものであるが、その後公開等の決定が行われたことによって、審査請求人が取下げを行っている。

委員 その場合、審査請求人が取下げを行わないときは却下決定を行うことになるか。

事務局 おそらくは、訴えの利益がないということにより却下決定を行うことになるのではないかとと思われる。

委員 出資法人等の情報公開協定の締結状況について、財政支援団体の締結率が他の団体に比べると低いようだが、締結に向けた働きかけは行ってはいないのだろうか。

事務局 個別の団体への働きかけではないが、毎年調査を実施するに当たり、全庁に条例の周知を行っているところである。今後も周知に努めたい。

委員 出資法人等が保有する文書が請求されることは実際にはあるのか。

事務局 そのような請求がなされる場合もある。

なお、出資法人等が作成した文書であっても、実施機関側の担当部署において当該文書を保有している場合もある。

委員 出資法人等が保有する文書が請求された場合も、公開等の決定を行う実施機関としては市長等になるのか。

事務局 そうである。

委員 その場合の事務担当課はどこになるのか。

事務局 基本的には、各出資法人等を所管する担当課が事務担当課となる。

委員 不服申立ての処理状況について、継続審議の件数が増えているようだが、当審査会の審議がこれまでに比べて遅れているという状況にあるのだろうか。

事務局 当審査会における審議は、複数事案を並行して審議するなど迅速化を図っているところであるが、それ以上に申立件数が多いことが継続審議の件数が増えている主な要因となっている。

(2) 令和3年度諮問第29号に係る審議【以下、非公開】

(3) 令和3年度諮問第28号に係る審議

(4) その他

議事終了
閉会